平成２２年（再イ）第２６号
宮城県白石市城南２丁目13番４号
再生債務者　山本　博子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年５月20日
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（再イ）第１２７号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目13番25号
再生債務者　松浦商店こと　泉谷　芳昭
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年５月20日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再イ）第２６号
京都市南区東九条南河辺町78番地２セントフローレンスパレス十条801号
再生債務者　原　　健
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年５月23日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再イ）第１６３号
千葉市緑区あすみが丘２丁目36番地１
再生債務者　安岡　荘一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年５月20日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第１３２３号
東京都墨田区向島３―45―３―403
再生債務者　上村　　仁
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年５月20日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第９号
札幌市北区麻生町２丁目１番27―202号
再生債務者　河合麻衣子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月27日から平成23年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第４３号
大阪府茨木市南春日丘４丁目３番23号
再生債務者　佐藤　靖彦
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月17日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月20日から平成23年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１２号
大阪府高槻市東和町12番３号
再生債務者　辻　　孝平
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月17日まで
平成23年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第３号
札幌市豊平区月寒中央通11丁目７番22―103号
再生債務者　竹内　和祥
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月20日まで
平成23年５月23日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第１０００５号
東京都足立区足立１―28―８
再生債務者　齋藤　博史
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月３日まで
平成23年５月20日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第９号
大阪府東大阪市三島１丁目26番２号
再生債務者　平岡　万典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１０３号
大阪府豊中市利倉西１丁目８番21―202号
再生債務者　淵田　靖江
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１０７号
大阪市西淀川区佃１丁目19番１号
再生債務者　岡　　泰生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１１９号
大阪府摂津市一津屋１丁目38番２―502号
再生債務者　岡本喜代美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第２号
新潟県佐渡市宮川918番地３
再生債務者　加藤　恵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月20日　新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（再ロ）第１号
石川県加賀市森町ル23番地３
再生債務者　田中真由子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月20日　金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（再ロ）第８号
和歌山市小瀬田52番地の１
再生債務者　門多　裕之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月23日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１号
長野市篠ノ井会141番地
再生債務者　伊藤喜美男
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月18日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月20日　　長野地方裁判所民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。
平成 23 年５月 31 日　　新潟県教育委員会
1　失効した免許状
免許状の種類　中学校教諭１級普通免許状（国語）、高等学校教諭２級普通免許状（国語）
免許状の番号　昭55中１普第614号、昭55高２普第695号
授与年月日　昭和56年３月31日
授与権者　新潟県教育委員会
氏名　綱島　和江
本籍地　新潟県
2　失効年月日　平成23年５月16日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当